

Title	公人と名誉毀損：「現実的悪意の法理」導入の可能性
Author(s)	山田, 隆司
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49143
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	やま だ りゅう じ 山 田 隆 司
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 2 1 7 2 1 号
学位授与年月日	平成 20 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	公人と名誉毀損－「現実的悪意の法理」導入の可能性－
論文審査委員	(主査) 教 授 鈴木 秀美 (副査) 教 授 高田 篤 教 授 松本 和彦

論 文 内 容 の 要 旨

公人の名誉権は、私人と同様、あるいはより手厚く保護されるべきなのであろうか。名誉毀損法の歴史を振り返ると、その眼目は人格権侵害というよりも、政治権力を有していた公人に対する批判を抑圧するためにあった、とされている。国民主権となった現代国家において、こうした前時代の残滓は許されず、むしろ公人は、権力を有するが故に国民の批判を甘受しなければならないはずである。しかしながら、日本では名誉毀損法が発展途上にあるためか、訴訟においてカテゴリーには公人/私人が区別されず、ほぼ同様の取り扱いを受けている。それだけではなく、名誉毀損に対する損害賠償の高額化傾向が指摘される中であって、公人ほど高額化を図る必要がある、という主張さえなされ、その効果は実際の裁判例にも現れ始めている。本来、名誉権を手厚く保護する要請が大きいのは私人であり、公人はマス・メディアを通じて厳しいチェックを受けるべきである。

本稿の目的は、このような問題意識から、民事上の名誉毀損法理を再検討することである。すなわち、最高裁判例によって確立している、いわゆる「相当性理論」を考察し、その問題点を明らかにするとともに、公人に関する表現を手厚く保護する観点から、アメリカ連邦最高裁判所が採り入れた「現実的悪意の法理」を日本の判例法理にも導入できないか検討する。この法理は、名誉を毀損する表現内容が虚偽であった場合、表現者が虚偽性について、いわば「故意又は重過失」を有していたことを、原告の公人が立証しなければならないとするものである。もし、この法理が日本に導入されたならば、これまで決して活発とはいえないと言われていた公人に関する批判的報道が活性化され、国民の知る権利に大きく貢献する可能性は極めて高い。

ただ、名誉毀損を巡る日米の法制度が異なる以上、アメリカにおいて運用されている枠組そのままに日本に導入することは、実際には難しいであろう。そこで、相当性理論を確立している判例法理について、問題となる事項の公共性の程度を明確な形で意識せず、表現の自由に対する意識が希薄だったという問題点を指摘し、「強い公共性」という視座を提示する。そして、強い公共性を有する公人に関する表現については、相当性理論の枠組のうち、目的の公益性に代えて「現実的悪意」を要件とし、原告の公人がメディアの現実的悪意を立証できなかった場合、真実性・相当性の要件は審理することなく被告が勝訴する新たな枠組を提案したい。

第一章で、判例が相当性理論を導入した沿革を辿ったあと、この理論が裁判官の主観に頼りすぎ、判例の厳格化傾向を招いていることなどの問題点を分析する。第二章では、相当性理論の代替基準として現実的悪意の法理について、アメリカにおける採用と展開を、連邦最高裁判決を手がかりに概観する。また、第三章では、アメリカにおける現実

的悪意の法理が再検討されている状況について、学説を手がかりに肯定説や否定説の主張、主要な改革案について見ていく。第四章においては、日本における現実的悪意の法理についての判例及び学説の議論を概観し、問題となっている事項が強い公共性を有している場合には特に強く表現の自由を保障するため、民事上の判例法理に導入することの可能性を考察する。第五章では、公人の名誉権を議論する意義を明らかにする。公人の名誉毀損について、現実的悪意の法理を採り入れるとすれば、その「適用範囲」をどうするかという問題が出てくる。アメリカでは、「公職者」及び「公的人物」に適用されているが、「自発的公的人物」と呼ばれる類型への適用が議論の焦点となっている。そこで、対象となる「公人」類型の再構成を検討する。新たな枠組によると、これまで相当性の有無について予測が付きにくかったメディアを巡る訴訟がどう変わりうるかについて試論を示したい。さらに、補論では、公人が原告となっている名誉毀損訴訟において、その損害賠償額が私人と比べ、より高額化の傾向を示すことについて、裁判例を分析するとともに、高額化についての諸研究を概観し、名誉毀損の損害賠償額を高額化するにあたって、表現の自由との調整を図るため、免責法理を見直す必要性があることを指摘する。

論文審査の結果の要旨

本博士論文は、名誉毀損について判例によって確立している、いわゆる「相当性理論」を考察し、その問題点を明らかにするとともに、公人に関する表現を手厚く保護する観点から、アメリカ連邦最高裁判所の判例法理である「現実的悪意の法理」の日本への導入可能性を検討するものである。

本論文の内容は、以下のとおりである。

第一章では、判例が相当性理論を導入した沿革を明らかにした後、この理論が裁判官の主観に頼りすぎ、判例の厳格化傾向を招いていることなどの問題点が分析されている。

第二章では、現実的悪意の法理について、アメリカの判例への採用とその展開が、連邦最高裁判決を手がかりに概観されている。

第三章では、アメリカにおいて現実的悪意の法理が再検討されている状況について、学説を手がかりに肯定説や否定説の主張、主要な改革案について検討されている。

第四章においては、まず、日本における現実的悪意の法理に言及した判例と、学説における議論が整理されている。そのうえで、日本の民事の名誉毀損において、摘示された事項が強い公共性を有している場合に、表現の自由を特に強く保護するために、現実的悪意の法理を判例に導入する可能性について考察されている。筆者は、名誉毀損の免責要件のうち「目的の公益性」について判断するにあたり、発言の動機等の主観的要素だけでなく、根拠となる裏付け資料の有無等の客観的要素も検討すべきとの近時の判例の傾向に着目し、被害者が公人であるなど一定の場合について、公益性の要件と現実的悪意の要件を入れ替えることを提案している。

第五章では、日本の判例に現実的悪意の法理を採り入れる際の「適用範囲」が検討されている。この法理はアメリカでは「公職者」と「公的人物」に適用されているが、「自発的公的人物」と呼ばれる類型への適用の可否が問題になっている。筆者は、被害者を「絶対的公人」、「相対的公人」、「私人」に分類したうえで、それと報道内容が「公事」か「私事」か、両者の相互関係によって現実的悪意の法理と相当性理論を使い分けるべきであり、政治家などの絶対的公人の場合は私事についての名誉毀損であっても、現実的悪意の法理を適用すべきであると主張している。これにより、名誉毀損法理の表現の自由に対する萎縮効果が緩和される。マス・メディアは、相当性理論の下では違法とされるおそれがあった公人批判を活発化させることができるというのである。

補論では、公人が原告となっている名誉毀損訴訟において、損害賠償額の高額化傾向を指摘し、そのためには相当性理論を見直し、現実的法理を採用して表現の自由をより強く保護する必要があると指摘されている。

本論文の特色は、記者として 20 年の経験を持つ筆者が、報道の現場で実感している名誉毀損法理の問題点を克服するため、現実的悪意の法理を日本の実務に導入する具体的可能性を示した点にある。

本論文は、名誉毀損法理において表現の自由をより強く保護するための実践的な可能性を提示した野心的・意欲的な研究であり、審査員一同が、十分に博士の学位を授与するに値するものと評価したものである。

的悪意の法理が再検討されている状況について、学説を手がかりに肯定説や否定説の主張、主要な改革案について見ていく。第四章においては、日本における現実的悪意の法理についての判例及び学説の議論を概観し、問題となっている事項が強い公共性を有している場合には特に強く表現の自由を保障するため、民事上の判例法理に導入することの可能性を考察する。第五章では、公人の名誉権を議論する意義を明らかにする。公人の名誉毀損について、現実的悪意の法理を採り入れるとすれば、その「適用範囲」をどうするかという問題が出てくる。アメリカでは、「公職者」及び「公的人物」に適用されているが、「自発的公的人物」と呼ばれる類型への適用が議論の焦点となっている。そこで、対象となる「公人」類型の再構成を検討する。新たな枠組によると、これまで相当性の有無について予測が付きにくかったメディアを巡る訴訟がどう変わりうるかについて試論を示したい。さらに、補論では、公人が原告となっている名誉毀損訴訟において、その損害賠償額が私人と比べ、より高額化の傾向を示すことについて、裁判例を分析するとともに、高額化についての諸研究を概観し、名誉毀損の損害賠償額を高額化するにあたって、表現の自由との調整を図るため、免責法理を見直す必要性があることを指摘する。

論文審査の結果の要旨

本博士論文は、名誉毀損について判例によって確立している、いわゆる「相当性理論」を考察し、その問題点を明らかにするとともに、公人に関する表現を手厚く保護する観点から、アメリカ連邦最高裁判所の判例法理である「現実的悪意の法理」の日本への導入可能性を検討するものである。

本論文の内容は、以下のとおりである。

第一章では、判例が相当性理論を導入した沿革を明らかにした後、この理論が裁判官の主観に頼りすぎ、判例の厳格化傾向を招いていることなどの問題点が分析されている。

第二章では、現実的悪意の法理について、アメリカの判例への採用とその展開が、連邦最高裁判決を手がかりに概観されている。

第三章では、アメリカにおいて現実的悪意の法理が再検討されている状況について、学説を手がかりに肯定説や否定説の主張、主要な改革案について検討されている。

第四章においては、まず、日本における現実的悪意の法理に言及した判例と、学説における議論が整理されている。そのうえで、日本の民事の名誉毀損において、摘示された事項が強い公共性を有している場合に、表現の自由を特に強く保護するために、現実的悪意の法理を判例に導入する可能性について考察されている。筆者は、名誉毀損の免責要件のうち「目的の公益性」について判断するにあたり、発言の動機等の主観的要素だけでなく、根拠となる裏付け資料の有無等の客観的要素も検討すべきとの近時の判例の傾向に着目し、被害者が公人であるなど一定の場合について、公益性の要件と現実的悪意の要件を入れ替えることを提案している。

第五章では、日本の判例に現実的悪意の法理を採り入れる際の「適用範囲」が検討されている。この法理はアメリカでは「公職者」と「公的人物」に適用されているが、「自発的公的人物」と呼ばれる類型への適用の可否が問題になっている。筆者は、被害者を「絶対的公人」、「相対的公人」、「私人」に分類したうえで、それと報道内容が「公事」か「私事」か、両者の相互関係によって現実的悪意の法理と相当性理論を使い分けるべきであり、政治家などの絶対的公人の場合は私事についての名誉毀損であっても、現実的悪意の法理を適用すべきであると主張している。これにより、名誉毀損法理の表現の自由に対する萎縮効果が緩和される。マス・メディアは、相当性理論の下では違法とされるおそれがあった公人批判を活発化させることができるというのである。

補論では、公人が原告となっている名誉毀損訴訟において、損害賠償額の高額化傾向を指摘し、そのためには相当性理論を見直し、現実的悪意の法理を採用して表現の自由をより強く保護する必要があると指摘されている。

本論文の特色は、記者として 20 年の経験を持つ筆者が、報道の現場で実感している名誉毀損法理の問題点を克服するため、現実的悪意の法理を日本の実務に導入する具体的可能性を示した点にある。

本論文は、名誉毀損法理において表現の自由をより強く保護するための実践的な可能性を提示した野心的・意欲的な研究であり、審査員一同が、十分に博士の学位を授与するに値するものと評価したものである。